

道路法令関係Q&A

国有財産が地方公共団体に譲与された後は・・・

道路局路政課

(前号に引き続き、路政課のA係長と新人のB係員の会話)

A…あれ？ B君、何か悩み事でも・・・

B…はい、実は：「道路行政セミナー」の八月号で、国有財産を地方道の用に供する場合には地方公共団体に無償で貸付け、又は譲与することができる、とありましたね。

A…道路法第九十条第二項の話だね。

B…はい。それから、里道など法定外公共物の市町村への譲与を進めるといふ話もありました。

A…そうだったね。それがどうしたの。

B…ええ。悩みはその後の話なのですけれど、せっかく道路として供するために地方公共団体に譲与された土地が、その地方公共団体の判断で別の施設の建設地とされたり、売り払われたりされたら、それは問題なのですかね。実はそのようなことがあって、一般の方から指摘があったんです。

A…うん。たしかに道路法第九十条第二項は、

国有財産法の特例として地方公共団体に無償貸付又は譲与できる場合を、「都道府県道又は市町村道の用に供する場合」に限定しているね。

だから、最初から他の用途に使う目的などで国から譲与を受けることはできないね。実際の運用では、国は、道路区域の決定や供用の開始があつたときに普通財産の無償貸付や譲与を地方公共団体に対して行うこととされているんだ。

B…でも、地方公共団体は、いつまでもその土地を道路として供しなければならないんですか？

A…そこなんだけれども、国有財産法第二十九条では、普通財産を譲与する場合には、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定することとされていますが、道路法第九十条第二項によつて譲与される場合はその例外とされているんだよ。

(その他、道路法第九十四条第二項により不用物件を譲与する場合も同じく例外とされています。)

B…つまり、地方道の用に供する目的で譲与された場合には、地方道の用に供しなければならぬ期間の定めは特にないということですね。

では、いったん地方道の用に供された後は、地方公共団体の判断でいつでも他の用途に変更するなどしてもいいということですか。

A…そういうことになるね。でも、用途を変更するには一般的にもそれなりの手続が必要なのは知っているよね。

B…道路の供用の廃止ですね。

A…そうだね。その他、路線の廃止・変更の手続や道路区域の変更の手続についても、それぞれ、路線の認定や区域決定の手続に準じて行うものとされているね。

B…そうすると、例えば、路線を廃止しようとするれば、議会の議決が必要になるわけですね。

A…うん。地方公共団体に譲与された財産である以上、当該地方公共団体において、その財産を道路の用に供する必要があるとなつたと判断した場合などは、定められた手続に則つて、路線の廃止などを行うこととなるわけだ。

現在、市町村への譲与手続が進められている法定外公共物についても、道としての機能を有するとして地方公共団体に譲与された後に、地方公共団体の判断において、街づくりの観点から用途の変更等を行うこともあり得るけれど

も、それは、地方分権の観点から法定外公共物の譲与を促進することとした趣旨に反するものとはいえないよね。

国としても、法定外公共物の譲与後に用途廃止がなされたとしても、返還を求めるようなこととはしないし、用途廃止の後、地方公共団体により売却がなされたとしても、その対価については地方公共団体に属することになるんだよ。

B…なるほど。いったん地方公共団体に譲与された財産の処分等については、地方公共団体に委ねられるとするのが、地方分権の観点からは、自然なわけですね。

A…そういうことだね。さあ、難しい話はそれくらいにして、今日は久しぶりに飲みに行こうか。
B…いいですね。そうしましょう。

(次号につづく)

(参考)

○道路法

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 (略)

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

(道路の区域の決定及び供用の開始等)

第十八条 (略)

2 道路管理者は、道路の供用を開始し、又は廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示し、かつ、これを表示した図面を道路管理者の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、既存の道路については、その路線と重複して路線が指定され、認定され、又は変更された場合においては、その重複する道路の部分については、既に供用の開始があったものとみなし、供用開始の公示をすることを要しない。

(道路の敷地等の帰属)

第九十条 (略)

2 普通財産である国有財産は、都道府県道又は市町村道の用に供する場合には、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十二条又は第二十八条の規定にかかわらず、当該道路の道路管理者である地方公共団体に無償で

貸し付け、又は譲与することができる。

(不用物件の返還又は譲与)

第九十四条 (略)

2 前項の場合において当該不用物件が国有財産であるときは、国土交通大臣は、当該国有財産の管理者である主務大臣と協議の上、国有財産として存置する必要がある場合を除き、国有財産法第二十八条の規定にかかわらず、当該不用物件のあつた道路の管理の費用を負担した地方公共団体にこれを譲与することができる。

3～6 (略)

○国有財産法

(用途指定の売払い等)

第二十九条 普通財産の売払い又は譲与をする場合は、当該財産を所管する各省各庁の長は、その買受人又は譲与を受けた者に対して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。ただし政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

○国有財産法施行令

(用途指定の売払い等)

第十六条の七

法第二十九条ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

6 前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があるため、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間の指定を要しないものとして財務大臣が定める場合

○「普通財産にかかる用途指定の処理要領について」(昭和四十一年二月二十二日付蔵国有第三百三十九号通達)

別紙 第二一

普通財産につき次の各号の一に該当する管理又は処分をする場合には、相手方に対して当該財産の用途、用途指定に供しなければならない期日及び指定用途に供しなければならない期間を指定しなければならない。

(3) 譲与をする場合、ただし、次の場合を除く。

り 道路法第九十条第二項又は第九十四条第二項の規定による場合